

## 胎内市スポーツ協会表彰規程

(主 旨)

第1条 この規程は、胎内市スポーツ協会（以下「本会」という。）規約第20条第2項の規定に基づき、スポーツ功労者、優秀指導者及び優秀競技者に対し栄章を贈り、その名誉を表彰するため必要な事項を定めるものとする。

(栄章の種類)

第2条 本会が贈与する栄章は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ功労者賞
- (2) 優秀指導者賞
- (3) 優秀競技者賞

(栄章の贈与区分)

第3条 栄章の贈与区分及び個数は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ功労者賞 胎内市の体育界に著しく功績のあった者に贈与する。
    - ア 体育・スポーツの普及と発展に寄与し、その功績が顕著な者
    - イ スポーツ協会正副会長または、スポーツ少年団正副本部長を歴任した者
    - ウ 加盟団体長などの要職を歴任した者
    - エ その他会長が特別に認め、選考委員会が承認した者
    - オ これらは概ね10年以上の活動経歴を基準とし、年齢は満60歳以上とする。但し、特別の功労があり選考委員会が適当と認めた場合は、この限りではない。
    - カ 過去においてこの賞（改正前における「体育功労賞」を含む）を受けたものは贈与の対象としない。また、過去において優秀指導者賞を受けていることを条件とする。
  - (2) 優秀指導者賞 スポーツ指導者として優秀と認められる者に贈与する。
    - ア 当該加盟団体の指導育成（技術指導、育成指導は問わない）に功績のあった者
    - イ 各加盟団体において10年以上の指導歴を有する者
  - (3) 優秀競技者賞 前年の成績が優秀と認められる競技者（団体を含む）に贈与する。
    - ア 全国大会に出場した個人または団体（対象となる全国大会は次のとおりとする）
      - ①加盟団体の所属する競技別種目（上部）団体の実施する全国大会及び日本体育協会との共催による全国大会
      - ②国民体育大会（北信越国民体育大会を含む）
      - ③全国高等学校総合体育大会（北信越高等学校総合体育大会を含む）
      - ④その他、選考委員会が認めた大会
    - イ 県大会（上記全国大会の予選）で3位入賞以上の成績を上げた個人または団体
    - ウ 同一人が同大会で申請がある場合は、前年度の成績を上回っていること
- 2 同一年度内においてスポーツ功労者賞と優秀指導者賞は重複して贈与しない。
  - 3 栄章は優秀競技者のみ、年度を異にする場合重複して贈与することを妨げない。

(栄章の推薦及び選考方法)

第4条 本会に加盟する団体は、毎年指定期日までに各加盟団体の会員からスポーツ功労者賞、優秀指導者賞、優秀競技者賞の候補者を選んで、別に定める推薦書（様式一表1）に記載の上、本会へ推薦する。但し、高校生の場合は加盟団体の会員であることとする。

2 正副会長会は、前項の各候補者を審査し、表彰者を決定する。

（栄章の贈与方法）

第5条 栄章の贈与は、毎年開催されるNPO法人スポーツクラブたいないの総会時に行うものとする。

（細 則）

第6条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、正副会長会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

（実施の時期）

1 この規程は、平成23年4月24日から施行する。

（規程及び内規の廃止）

2 従前の胎内市体育協会表彰規定及び内規（平成18年4月1日）は廃止する。

（実施の時期）

1 第1条（主旨）第1項及び第3条（栄章の贈与区分）第1号ウ並びに第3号ウ、第4条（栄章の推薦及び選考方法）第2項、第5条（栄章の贈与方法）第1項、第2項、第6条（細則）第1項の改正規定は、平成30年4月14日から施行する。